

(参考) 運用基準 10② 里づくりの拠点施設 (農村定住起業施設) について

1. 農村定住起業施設の用途について … 詳細は共生ゾーン条例の農村定住起業計画指針を参照
 A 農家レストラン・カフェなどの飲食・その他小売店、 B 体験民宿、 C アトリエ、
 D オフィス (主として事務所として利用するもの。保管倉庫・搬出入車両を伴うものは除く)

2. 予定建築物について (起業者の居住形態と起業パターンの例示)

(起業者が共生ゾーン内に既に居住している場合)

	既存建築物 →	起業用途	居住/通勤	起業パターンの例示
(1)	起業者所有の住宅	住宅 兼 店舗 (敷地内で増築等)	居住	
(2)	更地 (親と同居)	住宅 兼 店舗 (世帯分離等の新築)	居住	
(3)	空倉庫・ 空店舗等	店舗	通勤	

(起業者が共生ゾーン内に移住する場合)

(4)	住宅 (空家)	住宅 兼 店舗	居住	
(5)	更地	住居 兼 店舗 (世帯分離等の新築)	居住	
(6)	空倉庫・ 空店舗等	店舗 (別途世帯分離等の 新築)	通勤	

(起業者が共生ゾーン内に将来移住を予定している場合)

(7)	空倉庫・ 空店舗等	店舗	通勤	※
(8)	住宅 (空家)	住宅 兼 店舗 (移住に備え住宅確保)	通勤	
		住宅 兼 店舗 (季節・週末営業)	営業期 のみ居住	

※将来移住する際の住宅については、都市計画法の許可(確認)が別途必要

里づくりの拠点施設を計画する場合は、里づくり協議会の承諾など共生ゾーン整備基本方針に合致する必要があります。

<担当窓口> 共生ゾーン整備基本方針 経済観光局農政計画課 078-984-0371
 西区の里づくり協議会 経済観光局西農業振興センター 078-975-5800
 北区の里づくり協議会 経済観光局北農業振興センター 078-982-7111